



いつも、あなたのそばに。

always by your side



# Legal Support Press

2017年

Press

Vol.16

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特別寄稿

福祉と司法の連携～法テラスの  
「司法ソーシャルワーク」の取組み

特集

法テラスを利用した後見等開始申立てについて



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート



## 福祉と司法の連携～ 法テラスの 「司法ソーシャルワーク」 の取組み

菅沼 友子氏 弁護士 日本司法支援センター(法テラス) 第一事業部長

・1990年(平成2年) 弁護士登録(第二東京弁護士会) ・2015年(平成27年) 4月～現職

### 法テラスとは

皆さんは「法テラス」(日本司法支援センター)をご存じでしょうか。

日々の生活の中で様々なトラブルに直面したとき、「どこに相談したらよいか分からない」「どのような解決方法があるのか分からない」「法律家に相談したいが身近にいない」「法律家がいってもお金がなくて相談や依頼ができない」という方は少なくありません。このような問題を解消するために設立されたのが法テラス(日本司法支援センター)です。

法テラスは、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して、平成18年4月、法務省所管の公的法人として設立されました。本部のほか、全国の都道府県庁所在地に各1か所、北海道には札幌以外に3か所、合計50か所の地方事務所があり、さらに、全国11か所に支部、4か所に出張所、そして東日本震災の被災地7か所に臨時出張所をおいています。常勤職員、非常勤職員、さらに法テラスが雇用する常勤弁護士(スタッフ弁護士)を合わせて約1550名がこれらの拠点で業務にあたっています。

主な業務としては、①トラブルの解決に役立つ法制度や相談すべき関係機関の紹介を行う「情報提供」、②経済的に困っている方に対して

象として無料の法律相談や弁護士・司法書士に依頼する費用の立替えを行う「民事法律扶助」、③弁護士が極めて少ない地域に法テラスのスタッフ弁護士を配置する「司法過疎対策業務」等を行っています(そのほかに「国選弁護士等関連業務」、「犯罪被害者支援業務」等)。つまり、情報がない、お金がない、近くに法律家がないなどの司法へのアクセスを困難にしている障害を解消して、どこでも誰でも法的サービスを受けられるようにすることが、法テラスの大きな役割なのです。

ちなみに、「法テラス」という愛称は、法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくわいという意を込めて「テラス」のような場でありたいという意を込めて、名付けたものです。

### 新たに見えてきた司法アクセス障害と「司法ソーシャルワーク」

このように、司法アクセス障害の解消が法テラスの主な目的なのですが、この間の取組みの中で、今まではあまり意識されていなかった「司法アクセス障害」が見えてきました。それは、法的な問題を抱えているのに、自分ではそれに気づいていなかったり、意思疎通が困難であるなどの理由で、自らの法的サービスを求めることが難しい方たちがいらつしやる、特に

源の活用・援助につなげていくことに主眼があります。(図1)

### 事例でみる司法ソーシャルワーク

「司法ソーシャルワーク」の取組みをイメージしていただくために、具体的な事例(イメージとして作成したもので特定の案件ではありません)で説明しましょう。

Aさん(72歳)は身寄りがなくアパートで一人暮らし。生活費は年金のほか預金を少しずつおろして賄っていました。数年前から認知症の症状が現れ、要介護2の認定を受けて在宅の介護サービスを利用するようになり、介護事業所のケアマネジャーCさんが定期的に自宅を訪問していました。

Aさんは知人のBさんに預金通帳、キャッシュカード、届出印を預けて自分の預金の管理を任せていました。AさんはBさんが毎月生活費を届けてくれるため、Bさんをすっかり信用して任せきりにしていました。

その後1年ほどして、ケアマネジャーCさんは、Aさんの認知症の症状が進んだことから施設入所を考慮、入所費用等を賄う余裕があるか確認するため、Aさんの了解を得てBさんにAさんの通帳を見せてほしいと頼みました。ところが、Bさんはそれを拒否。それだけでなく、それ以降Aさんに生活費を届けなくなりました。そのためAさんは生活に困り、生活保護を受けざるをえなくなりました。

必要がある場合には法的資

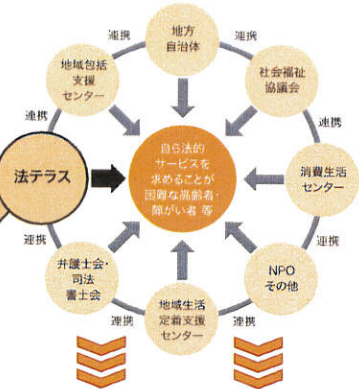
進んでいくこととしました。

なお、「司法ソーシャルワーク」といっても、いわゆる「ソーシャルワーク」を法テラスが行うということではありません。関係機関の方々と連携・共働の中で、高齢の方等のトラブルについて司法的な観点からの問題の発見・整理を行い、

高齢の方、障がいをもつておられる方の中にそのような状況にある方が少なくない、という事です。たとえば、高齢の方の自宅に使用しないような電器がいくつもあり高額の支払をしている様子で、周囲から見ると法的に解決した方がよい問題があるのではないかと思われるのに、ご本人は全く問題を自覚していない、というような場合などです。

従来の法テラスの業務は、トラブルを抱えているという自覚のある方が自らの意思で積極的に法テラスの窓口へアクセスされることを前提としており、上記のような「新たに増えてきた司法アクセス障害」の解消のためには従来とは異なり、こちらからアプローチしていくことが必要です。とりわけ、このような方たちに日常的に接して福祉的支援を行っている地方自治体や福祉関係機関・団体の方々ととの緊密な連携や共働が不可欠です。

### 総合的に問題を解決



### 法テラスにおける司法ソーシャルワークの取組み

【問題点】  
自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思疎通が困難であるなどの理由で、自らの法的サービスを求めることが難しい高齢者・障がい者が存在(司法アクセス障害)

【対策】  
福祉機関等と連携し、法的問題を抱える高齢者・障がい者等にアウトリーチするなどして、総合的に問題を解決することが必要。

### 法テラスの役割

- ✓問合せ対応(法制度、相談窓口)
- ✓関係機関への取次
- ✓担当者向けの電話相談
- ✓法律相談援助(出張相談含む)
- ✓代理・書類作成援助(民事法律扶助)
- ✓福祉機関等へ訪問、勉強会・業務説明会の開催
- ✓福祉機関主催会議への出席 等

図1 司法ソーシャルワーク概念図







# 法テラスを利用した 後見等開始申立てについて

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート

リーガルサポートさっぽろ

別宮 史泰

## 1 後見等開始申立手続きに かかる費用は 誰が負担する？

後見等開始の申立手続きを司法書士又は弁護士に依頼した場合、通常、裁判所に納める実費のほか、専門家へ支払う報酬が必要となります。これらの費用は、原則、申立人が負担することとなっています。

後見人が必要としている本人が申立人となる場合は、本人がこれらの費用を負担することになりますが、本人の親、きょうだい又は甥姪等の親族が申立人となる場合は、その親族がかかる費用を負担することとなり、本人の財産からは、原則として、これらの費用を支出することはできません。（市

町村長申立等特別な事情がある場合を除く。）

本人が申立人として、自ら裁判所へ赴き、手続きを進めていくことができれば良いのですが、後見開始申立てについては、本人は申立手続きを遂行できるような状態ではなく、親族が申立人となり、申立手続きを行うケースが多いでしょう。実際、後見開始申立ての相談にきた本人のお子さんが申立人となったケースで、「えっ、本人のために申立をするのに、私が費用を負担しなければならぬのですか？私の収入はそんなに多くはないし、今すぐは何万円も支払うのはちょっと厳しいです。」と驚き、困ってしまう方もいました。



## 2 法テラスが お役に立ちます！

申立人が、これらの費用を支払う資力を有していないからといって、後見等開始申立ての手続きすることに消極的にならないでください。そのようなときには法テラスの利用をお勧めします。

法テラス（日本司法支援センター）とは、簡単に説明しますと、裁判手続にかかる費用（専門家への報酬含む）の立て替えを行ってくれる機関のことで、あくまで立て替えですので返済しなくてはなりません。月々5000〜10000円で無理なく分割して支払うことが可能です。さらに、法テラスの利用者（申立人）が生活保護を受給

## 4 法テラスは他に どのような手続に 利用できる？

法テラスは、要件を満たせば、後見等開始申立手続だけではなく、通常の訴訟や相続放棄、自己破産などの他の裁判手続にも利用することができます。手続も難しくはありませんので、裁判所での手続をお考えの方は、是非、法テラスの利用を検討してみてください。

に、法テラスを利用したい旨を伝え、法テラスの利用手続の手配してもらおう。

②直接、法テラスに連絡し、法テラスの登録を受けた専門家を紹介してもらい、その紹介された専門家に後見等開始申立手続を依頼する。

①②のいずれの手続をとりましても、法テラスを利用するには、申立人の資力が少ないことが要件となっており、ですので、預金通帳や給与明細等を用意していただくこととなります。

私が今までに関わった中では、老人ホーム等の施設からの相談で、親族とのつながりが薄い又は身寄りのない高齢者本人が申立人となり、保佐・補助の申立をするケースが多かったです。こういったケースでは、申立人となる本人の収入は年金又は生活扶助等であり、少額であることから、資力要件を満たし、法テラスの利用が認められることが多かったです。

## 3 法テラスを利用するには？ 主に2つの方法があります。

①今現在後見等開始申立手続を依頼している専門家（司法書士又は弁護士）

している場合には、立替金の返還の猶予・免除が認められています。生活保護に準じた収入の方も猶予・免除が認められることがあります。

法テラスを利用して後見等開始申立手続を行った場合の専門家に支払われる報酬は法テラスの規定に従った金額となります。それ以上の額を請求されることはありません。例として、司法書士が申立手続を行った場合は、実費も含めて6〜8万円程となっています。（医師の鑑定が必要となった場合を除く。）

※裁判所が医師の鑑定を要すると判断した場合、法テラスは鑑定料も立て替えてくれます。一般的に、鑑定料は5〜10万円程です。







# 第14回学術大会

## — 成年後見制度の進むべき途 —

快晴の平成29年5月27日(土)、千葉県松戸市の流通経済大学新松戸キャンパス講堂で、頭書の学術大会が盛況に開催されました。

まず午前の部では、左記の報告がなされました。流通経済大学の周氏からは、家庭裁判所の後見監督の仕組みや権限が説明された後、「制度の利用増加に伴う後見監督の重要性の増大に、監督システムの整備が追いついていない」との指摘や、「後見監督における家庭裁判所の責任に関し

ては、「違法性限定説(裁判官が違法または不法な目的をもって裁判をしたなどの特別の事情がある場合に限り、国家賠償法の適用上、違法とする考え方)を取るべきでない」との問題提起がありました。そして、後見監督の難しさを踏まえた上での地域連携ネットワーク作りや、不正防止の徹底と制度の利用しやすさの調和を図る環境整備等についての提案がありました。

行政書士の南方氏からは、「後見人の職務のうち、主に財産管理に焦点があてられてきたが、これからは身上監護にも重きを置き、本人の意思の尊重と身上配慮義務の明確化を図り、各後見人がそれを共有する必要がある」との提言と、最高裁判平成28年判決(線路内での列車事故で死亡した認知症の高齢者男性の親族らの責任に関する裁判)や、南方氏が経験した事例の説明がありました。そして、身上配慮義務の明確化に向け、家庭裁判所との情報の共有の必要性や、家庭裁判所に提出する身上監護事務報告書の定型書式化につい

ての提案がありました。

COOPUSの櫻田氏からは、被後見人等支援を受ける側の立場から成年後見制度について、「仕組みが難しく、手続きも複雑」、「番助けてほしいのは意思決定支援だが、財産管理中心の支援となっている」、「制度が十分に認知、周知されていない」、「相談の窓口が分からない」などの問題提起がありました。そして、制度の利用促進に繋げるためには、「メリットが感じられ、かつ理解しやすい制度にしてほしい」、「市町村ごとに課題はあると思うが、地域連携ネットワークの早めの設置が必要」、「多くの当事者の声に耳を傾けてほしい」などの提案がありました。

内閣府の須田氏からは、成年後見制度利用促進基本計画が目指すポイントについて、「利用者がメリットを実感できる制度と運用。例えば、財産管理のみならず、意思決定支援や身上保護も重視した適切な後見人の選任」、「各地域や各機関が孤立しないような権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和。例えば、後見制度支援信託に並立、代替する新たな方策の検討」との説

### 午前の部

【個別報告】  
「成年後見監督における家庭裁判所の責任と支援体制確立の必要」  
周 作彩氏 (流通経済大学教授)

「本人の意思の尊重と身上配慮義務の明確化  
— 最高裁判平成28年判決及び徘徊対応を経験した事例を踏まえて —」  
南方 美智子氏 (行政書士)

【特別報告】  
「当事者からみた成年後見制度」  
成年後見制度利用促進委員会委員  
株式会社MARS就労移行支援事業所CO OPUS  
櫻田 なつみ氏 (千葉県精神障害者ピアサポート専門員)

「成年後見制度利用促進計画について  
— 促進委員会の審議を終えて —」  
須田 俊孝氏 (内閣府成年後見制度利用促進担当室参事官)



### 午後の部

【基調報告】  
「成年後見制度の現代的機能」  
神野 礼斉氏 (広島大学教授)

「社会全体で支えあうとは、どういうことか  
— 本人にメリットを実感できる制度とするために、ネットワークで本人も後見人も孤立させない —」  
池田 恵利子氏 (成年後見制度利用促進委員会臨時委員・社会福祉士)

「成年後見制度利用促進計画は、  
制度を利用促進できるか、不正を防止できるか  
— 専門職は何をすべきか —」  
川口 純一氏 (成年後見制度利用促進委員会総務委員・司法書士)

「公的監督サービスの必要性  
— 21世紀にふさわしい安心な財産管理の構築にむけて —」  
高橋 弘氏 (司法書士)

「成年後見制度の課題と弁護士役割」  
土肥 尚子氏 (成年後見制度利用促進委員会臨時委員・弁護士)

【パネルディスカッション】  
【コーディネーター】赤沼 康弘氏 (日本成年後見法学会副理事長・弁護士)  
【パネラー】基調報告者

次に午後の部では、左記の基調報告、パネルディスカッションがなされました。

基調報告では、まず神野氏より成年後見制度利用促進法第11条の基本方針の内容に沿って成年後見制度の現状、課題、今後の展望が報告されました。この中で要保護者を家族にまかせるといったことは今後難しいと言った認識、障害者権利条約の趣旨からしても医療行為の同意についても立法するべきといった課題などが指摘されました。次に池田氏より、成年後見開始が職権主義とされており、また本人に判断能力が十分でない

中で、関わる福祉関係者、自治体などが、これまでのように成年後見制度に繋がってきたのか、事例が報告された後、地域で支え合う仕組みがこれかどうあるべきかについての考えが示されました。その中で支える側が人権意識を高める必要があるといった指摘がなされました。川口氏からは成年後見制度を必要としている者のためにその利用を促進するには、親族後見人、本人が支援を受けやすくし、後見制度利用のメリットを感じられる仕組みとしなければならぬといった考えが示され、中核機関・地域連携ネットワークが何をやるのか、これに専門職はどう関わっていくのか、また後見人の不正防止をどうしように図っていくのかについて考えが示されました。続いて高橋氏からは、最近の成年後見制度利用低迷は、成年後見制度は横領が多く危険といった誤解や、子など親族が成年後見制度のような公的監督を受けることを嫌いだ、これを普及しているのも一因なのではないかといった認識が示されました。

その上で、能力が低下した高齢者や障がいのある人の財産を管理する際には、その人がたとえ親等を受けながらも適切な監督を受けながらなすべきであり、これを行う公的監督サービスが必要なのではないか、民事信託などの他の制度でも利用できるサービスが必要なのではないかといった考えが示されました。基調報告の最後には、土肥氏より判断能力に困難をかかえ、現代の契約社会で困りごとを抱えている人に必要な支援が届いていないという現状のもと、これらの人に必要な中核機関、弁護士及び専門職の役割、意思決定支援の重要性、課題が報告され、その上で利用促進策の一つとして拡張しに制限のある金融商品の開発が提言されました。

続いて赤沼氏がコーディネーターとなり、各基調報告者に質問する形でパネルディスカッションが行われました。その中で、家庭裁判所の監督機能について、裁判官、裁判所書記官の拡充が難しいければ、行政機関を監督機関に組み入れる等の対処が必要といった意見が示されたり、意思決定支援が重要とされるのか具体的なほどの場面で意思決定支援が必要なのかその決定方法、チームを組むにあたって個人情報保護の取り扱いはどうするのか、例えば後見開始後の支援にあたって、後見人となっている方の情報が必要であるがどうするかなど、その他様々な議論、考えが示されました。午前の特別報告をされた須田氏、個別報告をされた南方氏からも意見・感想が述べられパネルディスカッションは終了しました。

成年後見制度は新しい段階に入った、これに楽になつた訳ではない、学会としてより一層の工夫、研究、見守りが必要といった日本成年後見法学会理事長新井誠氏の言葉で、大会は盛況の中、閉会しました。



# 「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」の制定

平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

促進法においては、市町村の役割について次のように規定されています。

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

また、基本計画では、市町村の役割については次のとおりとされています。

平成29年3月24日 条例第1号



**(目的)**

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、志木市成年後見制度利用促進審議会を設置することにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

**(基本理念)**

第2条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等（法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。）が成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成しその活用を図ることを通

○市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。

○市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。

○また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる

じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

**(市の責務)**

第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(関係者の努力)**

第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関（法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。）及び成年後見関連事業者（法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。）は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**(関係機関等の相互の連携)**

第5条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

**(計画の策定)**

第6条 市は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。

支援ができて  
いるか等、地域  
における取組  
状況の点検、評価等を継続的に行うことが  
望ましい。

○なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

これをうけ、埼玉県志木市において、全国で初めて志木市成年後見制度の利用を促進するための条例が制定されました。

条例では、今後、志木市成年後見制度利用促進審議会を設置し、国の基本計画を勘案した市の基本計画を策定すること、また、支援が必要な人の早期発見や相談のほか、後見活動の支援が適切に行われるよう関係機関が連携したネットワークを構築することなどが定められています。

## 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例

**(地域連携ネットワークの構築等)**

第7条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するものとする。

**(成年後見等実施機関の設立に係る支援等)**

第8条 市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

**(審議会の設置)**

第9条 法第23条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、志木市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**(組織等)**

第10条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。  
2 委員は、成年後見制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。  
3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
4 委員は、再任されることができる。

**(委任)**

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。







## リーガルサポートのリーフレットが 音声コード付になりました!

平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行され、障害の有無や内容に関わらず、誰もが平等に情報を得られるよう合理的配慮を行うことが求められています。そこで今回改訂したリーフレットには、音声コードをつけました。この音声コードを視覚障害者の情報ツールである専用機や、iOS/Android対応のアプリ(無料)で読み込むことで、内容が読み上げられます。是非、ご利用ください。



### ◆ 音声コードの読取方法 ◆

- 1 スマートフォン・タブレット(iOS、Android)用のアプリ音声コード「Uni-Voice(ユニボイス)」(無料)をダウンロードします。  
※App Store(iPhone)又はGoogle Play(Android)からダウンロードできます。
- 2 Uni-Voiceを起動させ、リーフレットの右下にある音声コードにスマートフォンをかざし読み取ります。なお、リーフレットの右横下にある切込(2ヶ所)で、音声コードの位置がわかるようになっています。
- 3 読み込みができると自動的に音声流れ、文字情報がテキスト表示されます。(音声はONにしておいてください。)

## 支部便利 札幌支部

札幌支部では、劇団派遣事業に力を入れて取り組んでいます。平成25年に有志会員で結成した劇団で、「リーガルいち座」といいます。劇のテーマは「遺言」と「成年後見」の二つで、笑いあり、涙なし?のドタバタ素人劇のあとに、劇の内容を振り返りながら制度の解説をしています。



主に自治体や社会福祉協議会などから依頼を受けて、昨年は7か所で公演しました。北海道には札幌支部、旭川支部、函館支部、釧路支部の4支部があり、派遣先は札幌支部の範囲内に限定していますが、それでも100キロ以上の距離を超えて公演に行くこともあります。

演技は素人の司法書士が演じていますので、セリフが飛んでしまうことも度々ありますが、いつも参加された方々の暖かい笑いに包まれています。

興味のある方はぜひリーガルサポート札幌支部のホームページをご覧ください!



## 第14回 日本高齢者 虐待防止学会

平成29年7月15日(土)松戸市森のホール21にて「高齢者虐待対応の刷新を求めて」をテーマに開催され、猛暑の中参加者は320名を超えました。今大会は分科会やシンポジウム他に国際交流企画、市民公開講座も行われ、多彩なプログラムが用意されていました。

基調講演では、呉氏から台湾の先進的な通報システム「113ホットライン」が随時通訳で紹介されました。家庭内暴力や性被害防止、老人・児童・障害者保護に対して、単一窓口、24時間体制、5言語対応、直接人に繋がる等、非常に利便性が高く、虐待防止に効果を発揮している現状が示されました。

続くシンポジウム①では、行政の介入が難しい事案でも警察や在宅訪問薬剤師との連携で解決に向かった事例、逆に連携不足で事件に至った事例が報告されました。

シンポジウム②では、先駆的に条例や制度化を行うことでいわゆるゴミ屋敷の住人に介入支援を続けてきた行政側から、住人自身が困難を抱えているために再発を繰り返す点が指摘され、セルフ・ネグレクトの悪化、ゴミ屋敷化を防ぐ医療福祉のネットワークの現状や課題が報告議論されました。

分科会Ⅰでは、子から高齢の親への虐待が多い中、未婚の子との同居という家族形態が最も多く、虐待加害者の中には社会的孤立状態で、精神疾患や知的障害が疑われる方々の特徴と同様の状況にあるとの認識が示され、今後の支援方法が議論されました。

法制度特別企画では、平成18年施行当初に3年後の改正が予定されていた高齢者虐待防止法が10年過ぎても未だ改正されていないことから、「サ高住」の問題やセルフ・ネグレクトなどが急増し、現行法では対応できないと、法改正に向けて提言がありました。

市民公開講座では、松戸市の取組として、様々な職種連携ネットワークを構築し、緊急性の高い事例は通報後24時間以内に必ず対応し、対象者も高齢者に限定せずに通報者をたらい回しにしない等、市民の立場に立った先進的なシステムが報告されました。出席者からも意見や感想が述べられ、充実した講座となりました。

また、一般演題カテゴリDでは、リーガルサポート芳賀裕相談役を座長に、リーガルサポート千葉県支部吉留亨会員が「虐待事例における司法書士後見人の活躍場面と特性」と題して、支部会員が対応した高齢者虐待事例の報告がありました。被虐待者に加え、養護者(虐待者)の支援の重要性を指摘した上で、市区町村長申立準備段階から成年後見人候補者である司法書士と緊密な連携をとること、司法書士後見人と別の法律専門職が養護者の相談に応ずる体制を整備すること等、提言がされました。

大学教授、市役所、警察、医師、看護師、介護施設長、ソーシャルワーカー、弁護士、司法書士等々さまざまな職種の発表を聴き、多くの人が高齢者虐待防止に日々真剣に向き合っていることを実感した一日となりました。(う、る)



### プログラム

- 第1会場
- 基調講演「113通報システムについて」  
呉玉琴氏(台湾国會議員)
  - シンポジウム①「警察等との連携」  
英一馬氏(中核地域生活支援センター海援ネットワーク)  
高橋眞生氏(カネマタ薬局) 松戸警察署生活安全課
  - アジア国際交流企画  
「韓国・台湾・日本の高齢者虐待防止活動」  
Donghee Han氏(韓国NPO代表)  
潘英美氏(台湾衛生福利部) 和田忠志氏(日本いらはら診療所)
  - 法制度特別企画「高齢者虐待防止法をめぐって」  
佐藤守孝氏(厚生労働省老健局高齢者支援課)  
富岡恵美子氏(松戸市福祉長寿部高齢者支援課)
  - 市民公開講座  
「高齢者が安心して暮らせる街～松戸～」  
～一歩先ゆく松戸市高齢者虐待防止～  
吉村伊久子氏(松戸市役所) 和田忠志氏(いらはら診療所)  
今成貴聖氏(千葉県中核地域生活支援センターほっとと)
- 第2会場
- シンポジウム②「セルフ・ネグレクト」  
～いわゆるゴミ屋敷に住む人を支援するために構築すべき保健医療福祉のネットワーク～  
楢崎純子氏(京都市役所) 相澤和美氏(足立区役所)  
小宮山恵美氏(北区役所) 小倉和也氏(はちのへファミリークリニック)
  - ランチョンセミナー「「かかりつけ医の行う認知症医療」  
野原美氏(いらはら診療所)
  - 分科会Ⅰ セミナー「なぜ虐待してしまうのだろう…」  
～障害者福祉の視点で虐待加害者を支援する～
  - 分科会Ⅱ ワールドカフェ「みんなどうしてる?」  
～気づきを通じて支援技術を高める～
- 第3会場
- 一般演題(口頭発表)カテゴリA  
「高齢者虐待への介入」  
ランチョンセミナーⅡ「日本における子ども虐待の現状」  
小橋孝介氏(国保松戸市立病院)
  - シンポジウム③「弁護士による高齢者虐待事案報告」  
～背後にあるものは何か～  
安井飛鳥氏(法律事務所くらぶ) 瀧田孝代氏(東京総合法律事務所)  
田中とも江氏(ケアホーム西大井こうほうえん)
  - 一般演題(口頭発表)カテゴリB「新しい試み」
  - 一般演題(口頭発表)カテゴリC「セルフ・ネグレクト」
  - 一般演題(口頭発表)カテゴリD「法的課題」



# 国際アルツハイマー病協会(ADI) 国際会議でポスター展示を行いました

平成29年4月26日(水)から29日(土)にかけて、国立京都国際会館にて第32回国際アルツハイマー病協会(ADI)国際会議が開催されました。この会議は、毎年各国のアルツハイマー協会によって開催され、今年は日本で開催されたことから、「公益社団法人 認知症の人と家族の会(日本アルツハイマー協会 A AJ)」が共催しました。この会議は認知症に関する世界で最も重要な大きな会議の一つであり、国際的に著名な講演者と高水準の科学やその他の認知症に関する領域が一堂に会し、認知症ケアの最前線について学ぶことができる会議です。会議は主にシンポジウム、ワークショップ、ポスター展示で構成され、4日間で世界100か国から2000人以上が参加する会議となっています。また、ADI国際会議は認知症に関する会議の中で最も古い歴史があり、この会議には認知症に関心のあるすべての



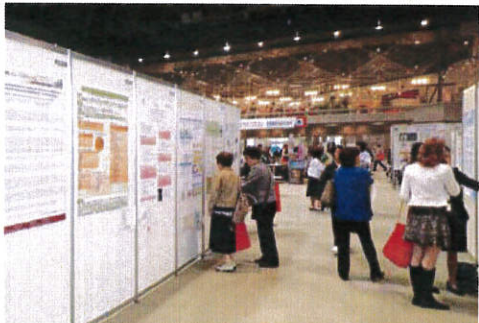
人びと、各国のアルツハイマー協会のスタッフやボランティア、認知症の本人、家族、医療・介護の専門家、科学者などが集まってくる国際会議でもあることが特徴です。

また、ADI国際会議は認知症に関する会議の中で最も古い歴史があり、この会議には認知症に関心のあるすべての

リーガルサポートでは、日本の成年後見制度とリーガルサポートの活動を世界の方々に知ってもらうため、展示会場

にてポスターの展示とパンフレットの配布を行いました。今回リーガルサポートが会場で掲載したポスターは、日本の成年後見制度の概要とリーガルサポートの沿革・組織体制・活動を1枚にまとめたものです。以下簡単にポスターの内容をご紹介します。

級の専門職後見人の養成・供給団体として日本の成年後見制度を牽引しています。



次に組織、支援体制についてですが、後見人等になった会員に対する「研修システム」と「指導・支援」を通じて会員の資質の向上に努めていることや、業務の適正を確保するために司法書士以外の有識者にも理事に就任していただき、オープンな組織運営を行っていることが特徴です。

また、ポスターでは、成年後見制度や申立手続の相談、シンポジウムの開催、成年後見制度改善のための研究・提言活動、成年後見制度の普及活動を行っていることをわかりやすく説明しています。特に、成年後見制度利用促進法が成立したことを受けて、今後さらに親族後見人の支援や市民後見人育成事業に関する自治体の動きが活発化されることが予想されるため、リーガルサポートとしても自治体に対する支援体制の整備に注力しているところです。

ポスターは日本語版と英語版の2種類を展示しましたが、海外の方にも非常に興味を持っていただき、日本の成年後見制度について英語で簡単な質問を受けることもありましたが、片言の英語での回答になってしまいましたが、似たような制度がある国も多くあるようである程度理解していただけたのではないかと思います。このように世界の方々と共通の問題についてコミュニケーションを図れたことが国際会議でポスター展示を行ったことの大きな収穫だったと思います。



一方、パンフレット類は、縮小版のポスター、リーガルサポートの紹介用に作成しているリーフレット・小冊子、リーガルサポートプレス、ボールペンなどをクリアファイルにまとめたものを用意しましたが、こちらも大変好評で、リーガルサポートで用意した500部のパンフレットは会議終了前に全て配布してしまい、追加でパンフレットを用意せざるを得ないほど大変な盛況振りでした。(リーフレット、リーガルサポートプレスなどはリーガルサポートのホームページに掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。)リーガルサポートの展示会場に足を運んでいただいた参加者の皆様には感謝申し上げます。誠にありがとうございました。





## 編集後記



我が家の愛犬、ミニチュアダックス4歳が突然、腰がた  
たず震えがとまらなくなりました。病名は脊髄軟化症で  
余命1週間との診断、幸い一命はとりとめましたが、下半  
身麻痺という後遺症が残りました。要介護状態となった  
本人(犬)の心境やいかに、と危惧するも、悲観する様子  
もなく、現有能力を最大限活かして戸内では前足だけで  
くるくると動き回ります。おやつへのスタートダッシュは以  
前と遜色ありませんし、バギーや車椅子を使って、散歩も  
楽しんでいます。

定期的なオムツ変えや圧迫排尿(自力排尿が出来な  
いので膀胱を押してあげます)など、介護者すなわち筆  
者の行動は制限付となりましたがそれも数時間ごと、だ  
いぶ慣れて仕事への支障も少なくなりました。本人の意  
思を確認する術はありませんが、その表情や行動から推  
測することを試みています。家に戻ると不自由な足を引き  
ずってダッシュで迎えてくれる本人  
を見るにつけ、幸せであろうか、  
あってほしいと願う毎日です。(つ)



### 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります 各支部名で検索! リーガルサポート ○○支部

- 札幌支部 011-280-7078 **HP**
  - 千葉県支部 043-301-7831
  - 富山県支部 076-431-9332
  - 徳島支部 088-622-1865 **HP**
  - 函館支部 0138-27-2345 **HP**
  - 茨城支部 029-302-3166 **HP**
  - 大阪支部 06-4790-5643 **HP**
  - 高知支部 088-825-3141
  - 旭川支部 0166-51-9058
  - とちぎ支部 028-632-9420
  - 京都支部 075-255-2578 **HP**
  - えひめ支部 089-941-8065
  - 釧路支部 0154-41-8332
  - 群馬支部 027-224-7771 **HP**
  - 兵庫支部 078-341-8686 **HP**
  - 福岡支部 092-738-1666 **HP**
  - 宮城支部 022-263-6786
  - 静岡支部 054-289-3999
  - 奈良支部 0742-22-6707 **HP**
  - 佐賀支部 0952-29-0626
  - ふくしま支部 024-533-7234
  - 山梨支部 055-254-8030 **HP**
  - 滋賀支部 077-525-1093
  - 長崎支部 095-823-4710
  - 山形支部 023-623-3322
  - ながの支部 026-232-7492 **HP**
  - 和歌山支部 073-422-0568
  - 大分支部 097-532-7579
  - 岩手支部 019-653-6101
  - 新潟支部 025-244-5141
  - 広島県支部 082-511-0230
  - 熊本支部 096-364-2889 **HP**
  - 秋田支部 018-824-0055
  - 愛知支部 052-683-6696 **HP**
  - 山口支部 083-924-5220 **HP**
  - 鹿児島支部 099-251-5822
  - 青森支部 017-775-1205
  - 三重支部 059-213-4666
  - 岡山県支部 086-226-0470 **HP**
  - 宮崎県支部 0985-28-8599
  - 東京支部 03-3353-8191 **HP**
  - 岐阜県支部 058-259-7118
  - 鳥取支部 0857-24-7013 **HP**
  - 沖縄支部 098-867-3526
  - 神奈川県支部 045-640-4345 **HP**
  - 福井県支部 0776-36-0016
  - しまね支部 0854-22-1026
  - 香川県支部 087-821-5701 **HP**
  - 埼玉支部 048-845-8551 **HP**
  - 石川県支部 076-291-7070
- 本部(東京) 03-3359-0541**

リーガルサポートのホームページには  
音声読み上げ機能があります!

編集・発行

## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階  
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート



2017年8月31日発行